

# 農業支援制度

## 《相談窓口》

### ■宍粟市役所産業部

〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6

農業振興課 TEL 0790-63-3109

農業委員会 TEL 0790-63-3112

#### 北部事務所(産業) 一宮産業振興係

〒671-4192 宍粟市一宮町安積1347-3 TEL 0790-72-2000

#### 北部事務所(産業) 波賀産業振興係

〒671-4221 宍粟市波賀町上野257 TEL 0790-75-2977

#### 北部事務所(産業) 千種産業振興係

〒671-3201 宍粟市千種町千草168 TEL 0790-76-2210

### ■兵庫県農業共済組合

#### 宍粟事務所

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿5-15 TEL 0790-60-3004

### ■農業協同組合(JA)

#### JA兵庫西しそ営農生活センター

〒671-2573 宍粟市山崎町今宿101-1 TEL 0790-62-6617

#### JAハリマ経済部一宮営農経済センター

〒671-4132 宍粟市一宮町東市場429-1 TEL 0790-72-1235

### ■龍野農業改良普及センター

〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3 TEL 0791-63-5176

## 目次

農業・狩猟をはじめたい									ページ番号					
農業をはじめたい									1					
狩猟をはじめたい									2					
農地を活用したい														
地域計画(旧 人・農地プラン)									3					
農地の貸し借り									3					
農地中間管理機構の活用									5					
地域の担い手になりたい														
認定農業者									6					
認定新規就農者									6					
支援制度を活用したい														
助 成 対 象 者	農	会	集	落	地	域	認	定	認	定	個	法	人	—
			営	農	計	画	農	業	者	農	者			
新たに農業を始める人を支援														
新規就農者育成総合対策資金等交付事業														
・経営発展支援事業									7					
・経営開始型資金									7					
新規就農・定住促進奨励事業補助金									7					
担い手の経営発展に向けた取組を支援														
強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金														
・地域育成支援タイプ-融資主体補助型									9					
・地域育成支援タイプ-条件不利地域型									9					
スマート農業・農業機械の導入を支援														
農業経営スマート化促進事業														
・スマート化促進機械整備事業									10					
・組織運営スマート化支援事業									10					
・法人プロフェッショナル人材活用事業									11					
農業機械導入補助事業									11					
作物の安定的な生産を支援														
経営所得等安定対策等事業														
・畑作物の直接支払交付金									12					
・米・畑作物の収入減少影響緩和対策									12					
・水田活用の直接支払交付金									12					
環境にやさしい農業の取組を支援														
環境保全型農業直接支払交付金									13					
野生鳥獣農作物被害を減らす取組を支援														
鳥獣被害防止柵設置補助金									16					
有害鳥獣対策費補助金									17					
狩猟免許等新規取得補助制度									17					
農地の保全活動を支援														
中山間地域等直接支払交付金									18					
多面的機能支払交付金									19					
遊休農地の再生作業を支援														
農地再生応援事業									20					
農地や農業水利施設等の基盤整備を支援														
農業用施設改修原材料支給									21					
土地改良事業補助金									22					

# 宍粟市で 農業を はじめたい

## 何をしてみたいですか？

農業といっても、お米、野菜、果樹など、さまざま。  
まずは、何をしたいかを明確にすることからはじめましょう。

### 宍粟に住む

#### 農地付き空き家

≫宍粟市農業委員会

宍粟市内に移住・定住し、農地を耕作しようとする人は、空き家と農地をセットで1aから取得できます。

### 家庭菜園を 楽しむ

#### 畑の教科書

≫宍粟市農業振興課

誰もが気軽に野菜づくりを始められる手引書

宍粟市の気候風土に適した野菜とその育て方のポイントを解説

#### 市民農園

≫宍粟市農業振興課・北部事務所（一宮産業振興係）

かわおと菜園（山崎町川戸） 1区画あたり 7,500円/年

みはらし農園（一宮町東河内） 1区画あたり 12,000円/年

### 作物をつくる 販売する

#### 農業塾「畑の講習会」

≫宍粟市農業振興課

初心者向け、農業体験型講習会

水稲や野菜等の栽培のポイントを学び、野菜づくりを畑で実践

#### 販売先の確保

≫JA、宍粟市商工観光課ほか

市内の直売所、エプロン（姫路）、好きやde西播磨（神戸市）などに登録

### 農業を生業に する

#### 就農のためのポイント

①技術やノウハウの習得

≫龍野農業改良普及センター

就農に向けた相談、各サポート情報の提供、研修機関の紹介などの支援あり

②農地の確保

≫宍粟市農業委員会

農地を買ったり、借りたりする際には、農業委員会の許可が必要

③機械や施設の確保

≫JA、宍粟市農業振興課

営農のためにハウスや機械などが必要

# 宍粟市で 狩猟を はじめたい

## 狩猟免許 取得

## 狩猟とは？

「狩猟免許」を取得し、所定の登録を行い、狩猟期間において、鳥獣を捕獲すること。

趣味としての、鳥や獣を狩ったり調理して食べたりする楽しみのほか、シカやイノシシなどによる農林業被害の防止と生態系保全につながり地域に貢献する行為でもあります。

兵庫県の狩猟期間は、毎年11月15日から翌年2月15日  
(ただし、シカ・イノシシは、毎年11月15日から翌年3月15日)

## 狩猟免許試験の受験

試験日：7月下旬～9月

手数料：5,200円(1種類につき)

試験内容：①知識試験(法令、猟具、鳥獣に関する知識)

②適性検査(視力、聴力、運動能力)

③実技試験(猟具の取扱い、鳥獣の判別)

申込・問合せ先：兵庫県環境部自然鳥獣共生課鳥獣保護管理班 078-341-7711

## \* 初心者狩猟講習会の受験(任意)

開催日：6月及び8月

受講料：10,000円

申込・問合せ先：兵庫県猟友会 078-361-8127

宍粟市の狩猟免許助成制度あり >> 宍粟市農業振興課

## 狩猟者登録

## 狩猟者登録の申請

兵庫県・光都農林振興事務所森林第1課に申請する。

手数料：1,800円

狩猟税：龍野県税事務所に納税(一部減免あり)

第一種 約16,500円、第二種 約5,500円、網・わな 約8,200円

## 猟銃・空気銃 所持許可

## 猟銃・空気銃所持許可の申請

宍粟警察署にお問い合わせください。

猟銃等講習会受講(講習と筆記試験)

→「射撃練習」または「技能検定」資格認定申請

→射撃教習受講

→猟銃・空気銃所持許可申請

## 《問い合わせ先》

宍粟市役所 農業振興課 TEL 0790-63-3109

兵庫県・光都農林振興事務所 森林第1課 TEL 0791-58-2348

兵庫県猟友会 宍粟支部 TEL 0790-62-0321(事務局)

宍粟警察署 TEL 0790-62-0110

## 地域計画

「**地域計画**」とは、地域の農業の将来を考える「**未来の設計図**」です。

集落・地域が抱える将来の担い手確保や農地利用のあり方など、地域農業の課題とその実現に向けた取組みを話し合い、「地域計画」を策定することが令和5年度から義務付けられました。

みなさんの集落・地域の農村環境を守り次世代へ受け継いでいくために、「地域計画」の作成を進めましょう。

手順①後継者の有無や10年後の農地利用などのアンケートを実施します。

②後継者のいない農地など地域の実情を見える化した地図を作成します。

③集落の農業者で将来の農業・農地利用について話し合いを行います。

④話し合いをもとに、将来の農地の利用に関する目標地図を定めた地域計画を策定

⑤市において取りまとめ、目標地図と合わせ公表します。



## 農地の貸し借り

農地の貸し借りには手続きが必要です。手続きには、次の**3つの方法**があります。

### (1) 農地法の許可を得る方法

農地法第3条の許可申請書類を毎月10日(休日の場合は直前の平日)までに農業委員会に提出してください。

農業委員会による審査の後、許可の可否が決定されます。

#### ■特徴

借り手が権利設定後の賃借権(使用賃借権を除く)を設定した場合は、契約期限が到来しても両者による解約の合意がない限り契約が解除されません。

### (2) 農業経営強化促進法で利用権設定をする方法(地域計画策定または令和7年3月まで)

農業経営強化促進法に基づき農地の利用権設定で貸し借りをする場合は、農地法の許可が不要なため、手続きが簡単です。

#### ■手続き

貸し手と借り手の合意により農用地利用集積計画・利用権設定(経営受委託、移転を除く)申出書を、**毎月末(平日)**までに農業振興担当課に提出してください。契約の始期は原則として、農業委員会の決定を受けた翌月の1日(決定の公告をする日)です。

#### ■特徴

〈貸し手のメリット〉

・貸した農地は、契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく自動的に地主に返還されます(契約期間の終了前にお知らせします)。

・小作権は、つきません。

・不在地主でも貸すことができます。

〈借り手のメリット〉

・農業経営規模の拡大、一体化が図れます。

・利用権の設定期間中は、安心して耕作ができます。

・契約期間満了後も手続きをしていただければ引き続き借りることができます。

※令和5年4月より関連法案の改正により、「**地域計画**」策定区域においては、**農用地利用促進計画**での利用権設定となるため、**農地中間管理機構**を介して行うこととなります。

また、令和6年度の経過措置終了後(令和7年4月)からはすべて農用地利用促進計画に基づく利用権設定となります。

## ■注意点

1. 農業者年金制度や相続税・贈与税の納税猶予制度などを受けている場合は、あらかじめ農業委員会にご相談ください。
2. 農地は、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業など、国や県の助成対象地となっている場合がありますので、農会長や各事業の代表者の方へあらかじめ相談をお願いします。

**(3) 特定農作業受委託契約をする方法**

特定農作業受委託契約を締結することにより、当該農地を自分の経営面積に算入することができ、経営所得安定対策の営農計画書に自分の経営農地として記載することができます。

## ■要件

1. **主な基幹作業**を受託していること。
2. 収穫物についての販売名義を有していること。
3. 販売収入の処分権を有していること。
4. 上記1～3について、特定農作業受委託契約書を作成していること。

◎農作業受委託の「**主な基幹三作業**」とは  
水稲の場合 「耕起・代かき」、「田植」、「稲刈り・脱穀」  
麦・大豆の場合 「耕起・整地」、「播種」、「収穫」  
◎その他の農産物の場合 これらに準ずる農作業  
※基幹作業以外の作業は、元肥、追肥、除草、防除などです。

## ■手続き

特定農作業受委託契約書の写しを農業振興担当課に提出してください。

## ■特徴

この契約方法は、**法人格を持たない集落営農組織が作業委託を受ける場合や1年のうちの一部の期間だけ作物を作る場合(期間借地)などに行うことができます。1年以上農地を貸したり借りたりする場合は、利用権設定や農地法の許可を受けてください。**

## 農地中間管理機構の活用

地域内で分散している農地について、都道府県の公的機関である農地中間管理機構が借り受け、基盤整備等の条件整備を行い、担い手にまとまりのある形で貸し付けます。

### 機構集積協力金

地域計画(令和6年度末までは、「人・農地プラン」)を策定した地域を対象に、機構に貸し付けた地域・人に機構集積協力金が交付されます。

#### ■地域に対する支援

○地域集積協力金

地域における話し合い(地域計画の策定)により、機構にまとまった農地を新たに貸し付けた場合

#### ■個々の出し手に対する支援(機構に農地を10年以上貸し付けた個々の出し手への支援)

○経営転換協力金

機構へ自作地を貸し付け、経営転換・リタイアする場合

### 課税の軽減措置

機構に農地を貸し付けた場合、税制上の特例があります。

所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)をまとめて機構に10年以上の期間、新たに貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税が2分の1に軽減されます。

- ・15年以上の期間で貸し付けた場合 5年間
- ・10年以上の期間で貸し付けた場合 3年間

### 遊休農地の課税強化

遊休農地を放置したままにしておくと、固定資産税が1.8倍に増額される可能性があります。

農地を所有されている方は、農地を放置しない、遊休農地にしないことが大切です。所有者の皆さんは農地を耕作、保全管理するなどして、農地を守りましょう。

#### ■課税強化の流れ

1. 農業委員会が8月頃行う農地パトロールで遊休農地と判断された農地の所有者に、今後の農地の利用についての考えを確認する「利用意向調査書」を送付します。
2. 利用意向調査の対象となった農地は回答期限後の8月頃行われる農地パトロールで調査書の回答どおり耕作または管理されているか再度確認を行います。
3. 回答どおりに管理されていない場合は農地をまとめて借り受けして耕作者に貸し出しする「農地中間管理機構」と協議を行うよう農業委員会が農地所有者に勧告します。
4. 勧告を受けた遊休農地は「課税強化」の対象となります。ただし、利用意向調査で機構へ貸付の意思が示されれば、固定資産税は上がりません。

## 認定農業者

認定農業者とは、農業者が自らの経営の改善を進めようとする「農業経営改善計画」を市が認定し、その計画に向けた取り組みを関係機関・団体が支援する仕組みです。

### ■認定基準

農業経営改善計画の認定には、3つの基準があります。

1. 市の基本構想に照らして適切なものであること。
2. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
3. 達成される見込みが確実であること。

### ■認定の手続き

認定を受けようとする農業者は、次のような内容を記載した「農業経営改善計画」を提出する必要があります。

1. 経営規模の拡大に関する目標
2. 生産方式の合理化の目標
3. 経営管理の合理化の目標
4. 農業従事の様態等に関する改善の目標

### ■宍粟市認定農業者審査の主な視点

1. 5年後の農業所得が**370万円程度**を上まわる計画であること。  
\* 農業所得とは、農業で得た収入(販売金額)から経費を除いた金額
2. 主たる農業従事者1人あたりの年間労働時間が1,800時間程度であること。
3. 地域でブロックローテーションや生産調整、共同作業などに取り組んでいる場合は、これに参加し、地域での農地・農業用施設の利用に支障が生じない計画であること。
4. 農業経営の改善目標と目標達成に向けた取組みが具体化された計画であること。(農地の利用集積や農作物の販売にあたって、関係団体等と具体的な協議がなされていること。)

## 認定新規就農者

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める人が作成する「青年等就農計画」を市が認定し、その認定を受けた認定新規就農者に対して、重点的に支援するものです。

### ■対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下にあてはまる人

1. 青年(原則18歳以上50歳未満)
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
3. 上記の者が役員の過半数を占める法人

### ■認定の手続き

認定を受けようとする農業者は、次のような内容を記載した「青年等就農計画」を提出する必要があります。

1. 農業経営の規模に関する目標
2. 生産方式に関する目標
3. 経営管理に関する目標
4. 農業従事の様態等に関する目標

## 新たに農業を始める人を支援します

### 新規就農者育成総合対策資金等交付事業

#### ◎経営発展支援

就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

#### ■主な交付要件

1. 原則として49歳以下で当年度新たに農業経営を開始する認定新規就農者で県から支援を受ける者
2. 「地域計画」に位置づけられている(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けている人

#### ■交付金額

補助対象事業費上限1,000万円

※経営開始資金の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

#### ■対象経費

機械(軽トラ除く)・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料等

※初期投資的な経費を対象とし、本人負担分について融資を受けていること

#### ◎経営開始型資金

新たに経営を開始する者に対して、最長3年間資金を交付します。

#### ■主な交付要件

1. 原則として49歳以下で独立・自営就農する認定新規就農者
2. 「地域計画」に位置づけられている(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けている人

#### ■交付金額

前年の所得によらず定額。ただし、前年の世帯所得が600万円を超えた場合は交付停止

・経営開始150万円/年 ※最長3年間

### 新規就農・定住促進奨励事業補助金

地域農業の担い手を育成し、農地の有効活用及び適正な保全管理の推進のため、市内に居住し、新たに農業経営しようとする人を最長3年間支援します。

#### ■補助対象者

宍粟市新規就農者と認定された人で、次の要件のいずれにも該当する人

1. 宍粟市に居住する年齢が**60歳未満**の人、または**地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域の中心経営体に位置付けられた人**
2. 申請年度から**4年以上専業**で農業経営を行うことができる人
3. 市税及び国民健康保険税を完納している人
4. 宍粟市次世代人材投資資金または宍粟市新規就農者総合対策資金等の給付を受けていない人

#### ■補助対象経費

農業経営に要する経費

1. 農機具の購入費またはリース料
2. 農業用施設の設置費用
3. 種、苗、薬剤等の購入費
4. その他営農に必要な資材の購入費

## ■補助金額

対象となる経費の10分の10以内。ただし、前年の所得に応じ以下のとおり補助金上限額が変動

・事業採択1年目：100万円/年

・事業採択2年目以降：前年の所得が100万円未満の場合は100万円/年、前年の所得が100万円以上350万円未満の場合は  
交付金額＝(350－前年の所得)×2/5

## 担い手の経営発展に収益力向上に向けた取組を支援します

**農地利用効率化等支援金**

地域農業の活性化と担い手の経営発展を図るため農業用施設、設備及び大型機械購入等の取組を支援します。

**◎融資主体支援タイプ**

地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域の中心経営体となる担い手が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際に、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

**■助成対象者**

地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域の中心経営体(認定農業者・農業法人等)、または農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者

**■事業の内容**

1. 農産物の生産その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の取得、改良、補強または修繕
2. 農地等の造成、改良または復旧

**■助成金額**

上限を300万円とし、事業内容ごとに以下の計算方法①～③により算定した額のうち、一番低い額または各支援タイプで定める上限額のいずれか低い額が助成金額となります。

[計算方法]

- ①＝事業費×3/10
- ②＝融資額
- ③＝事業費－融資額－地方公共団体等による助成額

**◎条件不利地域支援タイプ**

経営規模が小規模・零細な地域において、農作業の共同化や農地の利用集積の促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械等の導入を支援します。

**■助成対象者**

農家3戸以上が構成員に含まれている農業法人、または集落営農組織等の任意団体

**■事業の内容**

経営体が共同で利用する経営規模の拡大や多角化・複合化を進めるための機械等の取得

**■助成金額**

上限を4,000万円とし、整備内容ごとに1/2(農業用機械は1/3※)を乗じて得た額の合計額の範囲内で助成されます。

※水稲直播機等の機械にあっては1/2

スマート農業・農業機械の導入を支援

農業経営スマート化促進事業

スマート農業機械の導入や活動経費、法人運営に必要な経営・労務管理等の知見を有する人材雇用の支援を行い持続可能な力強い農業の実現を図る。

スマート化促進機械整備事業

農業経営の法人化、雇用の拡大、広域連携、集落営農の組織化に取り組む者による経営の多角化・高度化に必要なスマート農業機械等の整備を支援します。

■助成対象者

農業法人等

■事業の内容

農業機械の導入により効率的な営農が展開でき合理的な栽培や品質向上技術等が実践され、生産性の高い営農が確立できること。また、耐用年数が5年以上20年以下のものであること。中古機械である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

■助成金額

種別	助成対象経費	助成金額
法人化タイプ	購入に要する経費	事業に要する経費の3分の1以内 上限4,000千円(3,000千円)
雇用拡大タイプ		事業に要する経費の3分の1以内 上限4,000千円(3,000千円)
広域連携タイプ		事業に要する経費の3分の1以内 上限10,000千円(8,000千円)
組織化タイプ		事業に要する経費の3分の1以内 上限4,000千円(3,000千円)

( ) はスマート農業機械以外の農業機械を導入する場合の補助上限額

組織運営スマート化支援事業

農業経営の法人化、雇用の拡大、広域連携、集落営農の組織化に取り組む者に対し、経営の多角化・高度化を行う各取組を支援する。

■助成対象者

農業法人等

■事業の内容

1. 情報共有の簡易化、データの活用
2. 新品目の生産または新商品の開発
3. 新役務の開発または提供
4. 商品の新たな生産または販売方法の導入
5. その他の新たな事業活動

■助成金額

事業の対象となる経費	助成金額
報償費・賃金・旅費・需用費・役務費・使用料 賃借料・備品購入費及び委託料等	事業に要する経費の2分の1以内 上限は、事業者あたり500千円

### 農業法人プロフェッショナル人材活用事業

農業法人および集落営農組織が、雇用またはその者への業務委託に必要な費用を支援する。

■助成対象者

農業法人等

■助成金額

事業の対象となる経費	助成金額
プロフェッショナル人材雇用等の業務委託に必要な賃金、共済費、旅費、報酬、委託料等	事業に要する経費の2分の1以内 上限は、事業実施年度あたり1,000千円

### 農業機械導入事業

農業機械等の導入を支援し作業効率や生産性を向上し持続可能な力強い農業の実現を図り、規模拡大・雇用拡大のほか、人・農地プランも推進する。

■助成対象者

地域計画に位置付けられた中心的経営体(認定農業者、認定就農者、集落営農組織)

※ 令和7年3月31日までの期間は、「地域計画に位置付けられた」を「地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域の」に読み替える。

■事業の内容

(1)人・農地プランの中心的経営体であって、次の要件を1つ以上満たすもの

- ア. 経営面積を10パーセント以上拡大
- イ. 雇用契約による農業従事者を1名以上増加
- ウ. 法人化
- エ. スマート農業機械の導入

(2)農業経営スマート化促進事業の対象とならないもの

■助成金額

助成対象経費	助成金額
単体1台当たりの取得金額が200千円以上の農業機械に限る。 制度実施期間(3年間)で同一経営体につき1回限り	事業に要する経費の3分の1以内 上限2,000千円(1,000千円)

( )はスマート農業機械以外の農業機械を導入する場合の補助上限額

作物の安定的な生産を支援します

**経営所得等安定対策交付金**

水田のフル活用を推進し、農業経営の安定、食料自給率の向上などを目指し、支援します。

**◎畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）**

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

■交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件なし）

■対象作物

麦、大豆（黒大豆を除く）、そば等

■交付額

生産コストと販売額の差額分を交付

面積払（営農継続払）＋数量払

**◎米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）**

加入者の収入が減少した場合、農業経営への影響を緩和するため、差額を補てんします。

■交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（規模要件なし）

■対象作物

米、麦、大豆等

■補填額

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積立金で補填

**水田活用の直接支払交付金**

水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付します。

■交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

■交付単価

単価表のとおり

①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

②産地交付金

・追加配分(国から県へ配分)

対象作物	取組内容	交付単価(上限)
飼料用米、米粉用米	複数年契約(3年以上)	6,000円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ	20,000円/10a

・県段階(兵庫県水田収益力強化ビジョンに基づく)

対象作物	取組内容	交付単価(上限)
加工用米	低コスト・高品質化	10,000円/10a
	複数年契約(3年以上)	12,000円/10a
飼料用米	生産性向上・担い手支援	8,000円/10a
野菜	露地野菜(担い手支援)※10a以上	3,000円/10a

・地域段階(宍粟市水田収益力強化ビジョンに基づく)

	作物名	交付単価(上限)	
		販売農家・集落営農	【担い手の取組】
戦略作物	黒大豆	—	25,000円/10a
	小麦	—	15,000円/10a
	白大豆	—	10,000円/10a
	二毛作助成	15,000円/10a	—
	耕畜連携助成	13,000円/10a	—
その他作物	アスパラガス・わさび	30,000円/10a	—
	やまのいも	30,000円/10a	—
	ブルーベリー(新植1年目のみ)	30,000円/10a	—
	山菜(たら、うど、わらび、ごごみ、ふき)	30,000円/10a	—
	黒大豆(枝豆用)	北部 30,000円/10a 南部 10,000円/10a	—
	小豆	30,000円/10a	50,000円/10a
	その他一般作物	10,000円/10a	50,000円/10a

※【担い手の取組】について

黒大豆(子実)、小麦の担い手の取組みには、宍粟市地域農業再生協議会が定める「担い手リスト」への掲載申請が必要です。

「担い手リスト掲載者」とは、次のいずれかの要件を満たす者です。

- (1) 認定農業者または人・農地プランの地域の中心となる経営体
- (2) 集落等一定のまとまりで取り組む向こう3ヵ年以上のブロックローテーション計画に基づく取組みに参加する農業者
- (3) 対象作物について1.0ha以上面的集積する農業者又は集落営農

〈取組要件〉

- (1) 集落等一定のまとまりで取組む向こう3ヵ年以上のブロックローテーション計画に基づく取り組みであること。
- (2) 対象作物について、1.0ha以上面的集積する取組であること。

\*「面的集積」とは、2筆以上の対象のうちが畦畔、農道、水路などで接続しているもの。

または、農地間の距離がおおむね100m以下となっているもの。

ただし、1筆であっても、その農地の面積が1.0ha以上あれば1筆で面的集積とみなす。

小豆、その他一般作物

---

〈対象者〉

宍粟市地域農業再生協議会が定める「担い手リスト掲載者」のうち、認定農業者または人・農地プランの地域を中心となる経営体と集落営農（集落営農に参加する個々の農家は対象外）

〈取組要件〉

「環境と調和の取れた農業生産活動規範点検シート」の取組内容を実行し、点検シートの写しを提出すること。

環境にやさしい農業の取組を支援します

環境保全型農業直接支払交付金

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者を支援します。

■対象者

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者

支援の対象となる農業者の要件

国際水準GAPに取り組むこと。

(指導や研修に基づく取組の実践。認証取得を求めるものではない。)

「GAP (Good Agricultural Practice) の実施」とは・・・

食品安全・環境保全・労働保全・人権保護・農場経営管理の項目に係る生産工程管理の取組について、

- ①十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解し、
- ②その理解に基づき、自ら実施することをいう。

■支援内容

	対象取組	交付単価 ※国と地方の合計
全国共通取組	有機農業	12,000円/10a
	(うち、そば等雑穀・飼料作物)	(3,000円/10a)
	(新規取組に係る指導等の活動)	(4,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	カバークロップ(緑肥)の作付け	6,000円/10a
	リビングマルチ	5,400円/10a
	(うち、小麦・大麦・イタリアングラス)	(3,200円/10a)
	草生栽培	5,000円/10a
	不耕起播種	3,000円/10a
	長期中干し	800円/10a
	秋耕	800円/10a
地域特認取組	冬期湛水管理	4,000円～8,000円/10a
	中干延期	3,000円/10a

野生鳥獣による農作物被害を減らす取組を支援します

鳥獣被害防止柵設置補助事業

有害鳥獣による農作物被害を防止し、農業経営の安定を図るため、防護柵の新設または耐用年数経過に伴う取替え、補修する資材経費の一部を補助します。

◎集落型(集落を囲むために要する資材費)

耐用年数が10年以上かつ延長100m以上の電気柵または金網柵の新設・取替えで、農地の受益面積が20アール以上で受益戸数が2戸以上のもの。

◎団地型(団地で囲むために要する資材費)

延長100m以上の電気柵、金網柵または金属線混撚網柵の新設・取替えで、農地の受益面積が20アール以上で受益戸数が2戸以上のもの。

◎補修型(既存防護柵の補修または機能向上に要する資材費)

既存防護柵の補修事業で、資材に要する経費が10万円以上のものに限る。

■助成対象者

自治会、農会または集落営農組合

■助成対象経費及び助成金額

	助成対象経費	助成金額
集落型	資材に要する経費(消費税は除く)と次の施工延長1m当たりの単価を基礎として算出した額のいずれか少ない額 ア 鹿猪兼用 金網柵(ロール状)2,150円、ワイヤーメッシュ柵(パネル状)1,430円	対象経費の4分の3以内 (上限50万円)
団地型	イ 猪用 網柵(ロール状)1,480円、ワイヤーメッシュ柵(パネル状)960円 ウ 獣種共通 電気柵1段当たり124円、金属線混撚網柵750円	対象経費の2分の1以内 (上限200万円)
補修型	資材に要する経費	対象経費の2分の1以内 (上限25万円)

※補助金の交付は、それぞれの事業につき年1回とする。

※「職員出前講座」にメニューあり

### 有害鳥獣対策費補助金

農作物被害の軽減を図るため、農作物被害を受ける恐れのある農会等に箱わなの購入費用の一部を補助します。

#### ■助成対象者

自治会、農会

#### ■助成対象経費及び助成金額

種別	助成対象経費	助成金額
箱わな	購入に要する経費	補助対象経費の実支出額の2分の1以内 (1基あたりの上限4万8千円)
箱わな用センサー		補助対象経費の実支出額の2分の1以内 (1台あたりの上限2万2千円)

### 狩猟免許等新規取得補助制度

宍粟市では、農作物や生活環境に被害を及ぼすシカ、イノシシ等の有害鳥獣の捕獲を兵庫県猟友会宍粟支部に依頼して実施しています。

有害鳥獣捕獲従事者の後継者不足解消のため、新たに狩猟免許を取得した後、兵庫県猟友会宍粟支部に加入すること等を条件に、市が狩猟免許の取得に係る費用の一部を補助します。

#### ■補助対象経費

- ・初心者講習会費
- ・試験申請手数料
- ・狩猟者登録手数料
- ・狩猟税
- ・猟友会費(兵庫県猟友会費及び宍粟支部会費)

#### ■補助金額

補助対象経費の2分の1の額

ただし、自治会及び農会の推薦を得て狩猟免許等を取得する場合は全額

#### ■補助対象者の要件

- ・市内に住所を有する者
- ・狩猟者登録を行っている者
- ・兵庫県猟友会宍粟支部に加入している者
- ・有害鳥獣捕獲事業への協力が見込める者

#### ■補助金の交付申請

補助対象者に対して12月頃に交付申請の案内を送付します。

補助金の申請には各費用の領収書が必要になります。領収書がない場合は、補助の対象外となる場合があります。

## 農地の保全活動を支援します

## 中山間地域等直接支払事業補助金交付事業

中山間地域等における農業の有する多面的機能の確保を図り、耕作放棄地の増加を防止し、適切な農業生産活動を支援します。

## ■対象者

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

## ■交付単価

地目	区分	交付単価
田	急傾斜(1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜(1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜(15°以上)	11,500円/10a
	緩傾斜(8°以上)	3,500円/10a
草地	急傾斜(15°以上)	10,500円/10a
	緩傾斜(8°以上)	3,000円/10a
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500円/10a
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000円/10a
	緩傾斜(8°以上)	300円/10a

## ■対象となる活動

## ①農業生産活動等を継続するための活動:基礎単価…単価の8割を交付

- ・農業生産活動等 例:耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動(泥上げ、草刈り等)
- ・多面的機能を増進する活動 例:周辺林地の管理、景観作物の作付け、体験農園

## ②体制整備のための前向きな活動:体制整備単価…10割を交付

- ・集落戦略の作成

趣旨:「協定期間の5年を超えて、その先の協定農用地一筆ごと及び集落全体の将来像について、協定参加者で話し合いを重ね、将来的に維持すべき農用地を明確化し、その農用地をどのような手法で守っていくかについて合意形成を図り、それら農用地の維持に向けた担い手の確保等の取組を推進する」

内容:期間は6～10年後

- ・農業生産活動等を継続する上での課題を絞り込み、対応策の方向性を明確化
- ・第5期対策期間中の農業生産活動等の継続のためのサポート体制を明記
- ・中間年(令和4年度)までを目途に作成し、市町が指導しつつ、協定期間中に完了

## ●「集落戦略」は「実質化された人・農地プラン」として取り扱うことが可能なため、集落戦略の作成に当たっては、人・農地プランや農業委員会が行う農地等の利用の最適化のための活動と連携を図る

## ○加算措置

## ① 棚田地域振興活動加算

加算額 田・畑 10,000円/10a

認定棚田地域振興活動計画(認定計画)に基づき、棚田地域の振興を図る取組を行う場合に加算します。

## ② 超急傾斜農地保全管理加算 田・畑 6,000円/10a

超急傾斜地(田:1/10以上、畑:20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

## ③ 集落協定広域化加算 地目にかかわらず 3,000円/10a

他の集落内の対象農用地を含めて協定を締結して、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、取組を行う場合に加算します。

## ④ 集落機能強化加算 地目にかかわらず 3,000円/10a

新たな人材の確保や集落機能(営農に関するもの以外)を強化する取組を行う場合に加算します。

## ⑤ 生産性向上加算 地目にかかわらず 3,000円/10a

生産性向上を図る取組を行う場合に加算します。

**多面的機能支払交付金**

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

**農地維持支払交付金**

多面的機能を支える活動を支援します。

## ■対象者

農業者のみ、または農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

## ■対象となる活動

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

## ■交付単価

田3,000円/10a、畑2,000円/10a、草地250円/10a

**資源向上支払交付金**

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。

## ■対象者

農業者及びその他の者(地域住民、団体等)で構成する活動組織

## ■対象となる活動

- ①共同活動 水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動 等
- ②長寿命化 施設の長寿命化のための活動 等

## ■交付単価

①共同活動 田2,400円/10a、畑1,440円/10a、草地240円/10a

ただし、共同活動を5年以上実施した地区または長寿命化に取り組む地区の単価は、上記単価の0.75を乗じた額。

また、多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合、単価に6分の5を乗じた額。

②長寿命化 田4,400円/10a、畑2,000円/10a、草地400円/10a

※本単価は交付上限額になります

※「職員出前講座」にメニューあり

## 遊休農地の再生作業を支援します

**農地再生応援事業補助金**

農村環境に悪影響を与え、増加している荒廃農地の解消を図るため、再生し利活用する取組を支援します。

**■対象となる農地**

農業委員会が管理する農地台帳に記載され、かつ、当該委員会が実施する農地利用状況調査等により1号遊休農地と認められた農地及び非農地証明により非農地と判断される農地で総合計面積が5a以上の農地

**(1)農地として利活用する場合(農振農用地に限る)****■補助対象者**

土地所有者と5年以上の利用権設定等をした農業者または農業団体等

**①再生作業(必須)**

草刈・伐採・抜根・耕運・整地等の支援(初年度に限る)をします。

**■補助金額**

再生作業にかかる経費の2分の1以内(査定)

1号有休農地:57,000円/10a以内

非農地と判断される農地:89,000円/10a以内

**②再生に必要な基盤整備事業(必要時)**

農道・用排水路施設の簡易な改修、暗渠排水等の支援(初年度に限る。)します。

**■補助金額**

上限20万円とし、対象工事費の2分の1以内(査定)

ただし、対象工事費10万円以上のもの

**③栽培作業(必須)**

種・苗・肥料等の支援(再生後3年間のうち栽培した年数)

**■補助金額**

年間40,000円/10aを上限とし、栽培作業にかかる経費の2分の1以内(査定)

**(2)農地以外に利活用する場合****■補助対象者**

市内に住所を有し、非農地と判断される農地について、地目変更登記をした土地所有者

・非農地と判断される農地のうち限定の植樹作業

植樹に必要な草刈・伐採・苗木・資材等の支援(初年度に限る。)します。

**■補助金額**

89,000円/10aを上限とし、伐採等を行い植樹する一連の作業に係る経費の3分の1以内(査定)

**農地や農業水利施設等の基盤整備を支援します****農業用施設改修原材料支給**

農業生産性の維持向上に向けた農業生産基盤の改修に要する原材料を支給します。

**■対象者**

農会または集落営農組合等

**■対象となる事業**

## ○農道

市農道台帳への記載の有無にかかわらず、主として農業の用に供される道のうち、農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する道の農業用車両の通行に支障を及ぼすおそれのある箇所を改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

## ○農道橋

現在使用中の農道橋のうち、農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する橋の農業用車両の通行に支障を及ぼすおそれのある箇所を改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

## ○ため池

市ため池台帳に記載され、農業用に供されているため池の漏水を改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

## ○用排水路

農業用に供されている水路のうち、農地の受益面積が20アール以上かつ2人以上の共同利用に供する水路を改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

## ○暗きょ排水

ほ場整備後8年までの田の暗きょ排水を改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

## ○頭首工、井堰せき、揚水施設、水門等

農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供するものを改修する事業で、当該改修に要する原材料の査定額が10万円以上の事業

**■支給原材料の量**

上限を50万円とし、査定材料費の10割に相当する量(材料)

## 土地改良事業補助金

農業生産性の維持向上に向けた農業生産基盤の整備に係る取組みを支援します。

### ■対象者

農会または集落営農組合等

### ■対象となる事業

#### (1)一般事業

##### ○農道

農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する、延長50m以上かつ幅員2m以上の農道を新設または改修(舗装等含む。)する工事費が20万円以上の工事に要した経費

##### ○農道橋

農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する、延長4m以上かつ幅員2m以上の農道橋を改修する工事費が20万円以上の工事に要した経費

##### ○ため池

市のため池台帳に記載されたため池を改修する工事費が20万円以上の工事に要した経費

##### ○用排水路

農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する、幅員0.2m以上の水路(導水路を含む。)を改修する工事費が20万円以上の工事に要した経費

##### ○頭首工、井せき、揚水施設、水門等

農地の受益面積が20a以上かつ2人以上の共同利用に供する施設等を改修する工事費が20万円以上の工事に要した経費

#### (2)災害復旧事業

##### ○農地

復旧に係る工事費が20万円以上の工事に要した経費

##### ○農業用施設

復旧に係る工事費が20万円以上の工事に要した経費

#### (3)農地防災事業

次のいずれにも該当する農地の復旧に係る工事費が20万円以上の工事に要した経費

- ① 農地に隣接して第三者の建物があること。
- ② 更なる崩壊により隣接する第三者の建物に直接被害を及ぼす恐れがあること。
- ③ 崩壊状態から緊急に処置する必要があると認められること。

### ■補助金額

上限を200万円とし、査定工事費の5割